# ■利用時間の超過・繰上げ

利用の許可を受けた時間を超過または繰り上げて利用するときの利用料金は、許可を受けた区分の利用料金(入場料加算や商業宣伝・物品販売加算、練習・準備減算がある場合は、その規定により算出した額)の1時間あたりの額の120%に相当する額とします。1時間未満の端数があるときは、切り上げるものとします。

# ■利用料の還付

納入された利用料金は原則としてお返しできません。ただし、利用の取り消しをする場合は、所定の利用料金をお返しいたします。その際には「利用料金還付申請書」をご提出いただきます。

利用の取り消しを申し出た日	還付の割合
利用日の1ヶ月前まで	100 分の 50
利用日の7日前まで	100 分の 20

※利用者の責めによらない事由により利用することができなくなったときは全額還付いたします。

# ○利用の際の注意

### ■利用日数の上限について

利用日数の上限は7日間(休館日除く)となります。

#### ■利用時間の設定について

- ★市民館への入館時間は9時以降、撤去終了後の最終退館時間は22時です。
- ★催し物の内容によっては、舞台・照明・音響等の専門的な作業が必要になります。利用時間は、余裕を持って 計画してください。

#### ■催事内容について

★許可無く寄付金品の募集、物品の陳列・販売または飲食物の販売・提供は行わないでください。

# ■物品販売について

★展示方法や販売品等(催し物の内容についての詳細も含む)を指定管理者が検討して、許可の可否をお出しすることになりますので、予約の際に詳細資料をお持ちください。